

第 33 号議案

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月2日提出

中間市長 松下 俊男

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年中間市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第2号中「配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる者として母子及び寡婦福祉法施行令第25条で定めるもの」を「法第6条第2項に規定する配偶者のいない男子」に改め、同条第3号中「以下同じ」を「次号において同じ」に改める。

第3条第2項第3号中「前前年」を「前々年」に改め、同項第4号中「民法」の次に「（明治29年法律第89号）」を加える。

第4条第1項中「は含まない」を「を除く」に改める。

第8条第1項中「費用は」を「費用を」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 母子家庭の母 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）であって18歳未満の児童（4月2日以降翌年3月31日までの間に18歳に達する者を含む。以下同じ。）を現に扶養しているものをいう。</p> <p>(2) 父子家庭の父 <u>法第6条第2項に規定する配偶者のいない男子</u>（以下「配偶者のいない男子」という。）であって18歳未満の児童を現に扶養している者をいう。</p> <p>(3) 児童 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている18歳未満の児童（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。<u>次号において同じ。</u>）をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 母子家庭の母 <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）であって18歳未満の児童（4月2日以降翌年3月31日までの間に18歳に達する者を含む。以下同じ。）を現に扶養しているものをいう。</p> <p>(2) 父子家庭の父 <u>配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる者として母子及び寡婦福祉法施行令第25条で定めるもの</u>（以下「配偶者のいない男子」という。）であって18歳未満の児童を現に扶養している者をいう。</p> <p>(3) 児童 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている18歳未満の児童（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。<u>以下同じ。</u>）をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p>

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 母子家庭の母の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に規定する額を超えるときの当該母子家庭の母及びその児童

(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額を超えるときの当該母子家庭の母及びその児童

(5)～(9) (略)

3 (略)

(ひとり親家庭等医療費の支給)

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 母子家庭の母の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に規定する額を超えるときの当該母子家庭の母及びその児童

(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第5項に規定する額を超えるときの当該母子家庭の母及びその児童

(5)～(9) (略)

3 (略)

(ひとり親家庭等医療費の支給)

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負

担すべき額（医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。以下「自己負担分相当額」という。）をひとり親家庭等医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については、支給しない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(支払の方法)

第8条 市長は、ひとり親家庭等医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2・3 (略)

担すべき額（医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）をひとり親家庭等医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については、支給しない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(支払の方法)

第8条 市長は、ひとり親家庭等医療費として支給すべき費用は保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2・3 (略)